

# 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会会則

## 第1章 総則

### (名称・構成)

第1条 本会は、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会と称し、高司小学校区に居住する住民を会員とするとともに、高司小学校区内の自治会及び各種活動団体を構成団体とする。

### (事務所)

第2条 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会は、事務所を会長の定めるところに置く。

### (目的)

第3条 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会は、高齢社会及び生涯学習社会を迎え、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化、学習、健康増進、福祉活動を促進し、併せて環境の保持・改善、防災体制の確立、次世代育成による地域活性化のための支援活動を実施するなど、住民が連帯して地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上並びにレクリエーション等の実施に関する事。
- (2) 住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関する事。
- (4) 青少年育成に関する事。
- (5) 防災、防火、防犯に関する事。
- (6) まちづくり計画の策定に関する事。
- (7) その他、まちづくり協議会の目的達成のため必要な事業。

## 第2章 組織

### (組織)

第5条 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会は、評議委員会と運営委員会で構成する。

### (評議委員会)

第6条 評議委員会は、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の議決機関であって、高司小学校区内の自治会及び各種活動団体より一定の割合で選出された委員によって構成する。

- 2 評議委員会に、評議委員全員で構成する評議委員総会（以下「総会」という）と評議委員会を構成する自治会を代表する評議委員5名及び各種活動団体の評議委員のうちから互選による2名によって構成する常任評議会を置く。

### (常任評議委員会)

第7条 常任評議委員会の委員長及び副委員長は、常任評議会の委員の互選により選任する。

- 2 常任評議委員会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。
  - (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算に関する事。
  - (2) 高司小学校区まちづくり協議会の会長、副会長、事務局、会計および会計監査を総会に推薦する事。
  - (3) 必要に応じて執行機関から日常活動の報告を受け、議案を協議する事。
  - (4) 連絡事項を自治会及び各種活動団体に周知する事。

(5) 総会がやむをえない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、会長、副会長、事務局、会計、会計監査並びに専門部会長及び若干名の部会員によって構成する高司小学校区まちづくり協議会の執行機関である。

2 運営委員会には、必要に応じて専門部会を設ける。

3 運営委員会は、評議委員総会において議決された方針に基づき、執行機関として次の事項を協議実行する。

(1) 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の事業全般の日常活動を遂行すること。

(2) 事業計画及び予算、事業報告及び決算案を常任評議会に提出し承認を得ること。

(3) 常任評議会に必要に応じて日常活動を報告し、議案を提出して協議すること。

(4) その他、運営委員会の活動のために必要と認めた事項。

(総会)

第9条 総会は、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の最高議決機関であって、毎年1回定期総会を開催するほか、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会会長が必要と認めた場合、または評議委員の三分の一以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は次の事項を評議決定する。

(1) 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の基本方針に関すること。

(2) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行なうこと。

(3) 常任評議委員会の推薦に基づき、会長、副会長、事務局、会計、会計監査を選任すること。

(4) その他、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会に関する基本的、重要事項に関すること。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会に次の役員を置く。

- |               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 会長        | 1名        |
| (2) 副会長       | 若干名       |
| (3) 事務局       | 1名        |
| (4) 会計        | 1名        |
| (5) 会計監査      | 若干名       |
| (6) 常任評議会委員長  | 1名        |
| (7) 常任評議会副委員長 | 1名        |
| (8) 専門部会長     | 専門部会数に応じて |

2 会長、副会長、会計、会計監査は常任評議委員又は評議委員を兼務できる。

3 専門部会長は専門部会員の互選で選任する。

4 必要に応じ常任評議会の承認を得て、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会に相談役又は顧問を置くことが出来る。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えあるときはその職務を代行する。

(3) 事務局は、運営委員会の開催議案の作成のほか、必要事務全般を担当する。

(4) 会計は、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の運営及び活動に伴う経理事務を

担当する。

(5) 会計監査は、宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の会計監査の事務を担当する。

(6) 常任評議会委員長は、総会及び常任評議会を招集し議長となる。必要に応じて執行機関との協議会を開催する。

(7) 常任評議会副委員長は、委員長を補佐する。

(8) 専門部会長は、運営委員として宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の事業活動に参画し、主として担当専門部会の運営に当たる。

(役員任期)

#### 第12条

役員任期は1年とする。ただし再任を妨げないが、その期間が4年を超える場合は常任評議委員会の承諾を得るものとする。欠員により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

(会議招集)

第13条 会議は、総会を除き、会議の長が必要を認めるときに開催する。ただし構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数)

第14条 会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数によって議決することが出来る。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委託することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものみなす。

(会則改廃)

第15条 この会則は、総会において評議委員の過半数の賛成により成立し、また過半数の議決により改廃することが出来る。

### 第5章 会計

(経費支弁)

第16条 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の経費は、会費、寄付金及び行政等からの補助金等並びにその他の収入をもってこれに充てる。

(収支予算及び決算)

第17条 活動計画に伴う収支予算書及び収支決算書は、運営委員会において作成して、常任評議会及び評議委員総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第18条 宝塚市高司小学校区まちづくり協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 付 則

(施行期日)

この会則は、平成17年1月29日から施行する。

平成17年5月14日総会において第8条一部改正し、同日施行する。

平成18年5月13日総会において一部改正し、同日施行する。

平成22年5月8日総会において第12条一部改正し、同日施行する。

別表 1

自治会名	委員定数
高司自治会	7
ファミリープラザ宝塚自治会	2
くすのき自治会	2
美幸町自治会	2
ルナ宝塚仁川自治会	1
宝清自治会	1
合 計	15

別表 2

団 体 名	委員定数
高司小学校PTA	1
補導委員	1
民生児童委員	1
婦人会	1
老人クラブ	1
子ども会連絡協議会	1
スポーツクラブ21高小	1
高司中学校PTA	保留
(校区人権啓発推進委員会) 委員が多数重複につき評議員不参加	—
合 計	7